琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43715

取扱注意

沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議（第１回）

日　　時　　昭和５３年５月２３日（火）　午後２時

場　　所　　総理府会議室（５階５０３号室）

配布資料

資料No.１　沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議要綱（案）

No.２　連絡会議構成者等一覧

No.３　沖縄におけるいわゆる対米放棄請求権問題について

No.４　沖縄復帰対策要綱（抄）等

No.５　対米放棄請求権にかかる法律上の見解(案)

No.６　対米放棄請求権問題のうち漁業関係事案の処理状況

No.７　国会答弁の主なもの

No.８　いわゆる沖縄における対米請求権問題実態調査概要
（５３年５月　防衛施設庁施設部）

参考資料　　沖縄返還協定放棄請求権等の補償に関する要請書（第１～３次）

（沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会）

いわゆる沖縄における対米請求権問題実態調査報告書

（防衛施設庁施設部）

資料 No.1

沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議要綱（案）

（連絡会議）

第1条　復帰前の沖縄におけるいわゆる対米請求権問題（以下「請求権問題」という。）の処理方針の策定等に資するため、沖縄開発庁は、内閣審議室の協力を得て、沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を運営する。

（構成）

第2条　連絡会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

内閣審議室長
内閣法制局第一部長
沖縄開発庁総務局長
防衛施設庁施設部長
法務大臣官房参事官（民事局担当）
外務省アメリカ局外務参事官
建設省計画局参事官

（議事等）

第3条　連絡会議は、請求権問題の処理の方針等について、総合的見地より検討する。

2. 連絡会議は、沖縄開発庁総務局長が主宰する。

3. 連絡会議は、必要に応じて、参考人の意見を聴取するものとする。

4. 連絡会議は、その決定により、オブザーバーの出席を認めることができる。

5. 連絡会議の議事は、原則として、非公開とする。

（幹事会）

第4条　連絡会議に幹事会を置く。

2. 幹事会は、連絡会議を構成する者の属する省庁の関係課長又はこれに相当する職にある者をもつて構成する。

3. 幹事会は、請求権問題の処理に関する調査研究等を行い、連絡会議に報告する。

（庶務）

第5条　連絡会議の庶務は、沖縄開発庁総務局参事官室が、必要に応じ内閣審議室及び防衛施設庁施設部施設企画課の協力を得て処理する。

（雑則）

第6条　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において協議の上定める。

資料 No. 2

連絡会議構成者等一覧

連絡会議		幹事会		担当者
内閣審議室長	清水　汪	審議官	田中和夫	(主査) 片山晴雄
内閣法制局第一部長	茂串　俊	参事官	上谷　清	(総務主任) 小池俊夫
沖縄開発庁総務局長	亀谷禮次	参事官	稲葉　哲	(専門官) 川端正次
防衛施設庁施設部長	高島正一	施設企画課長	近藤孝治	(課長補佐) 小澤　寛
法務大臣官房参事官 (民事局担当)	吉野　衛	民事局参事官	田中康久	(民事局参事官室) 芦原利治
外務省アメリカ局外務参事官	北村　汎	北米一課長	渡辺幸治	(外務事務官) 蒲田宏之 小滝義昭
建設省計画局参事官	関口　洋	公共用地課長	田中　実	(課長補佐) 三浦信四郎

◎ 庶務

沖縄開発庁総務局参事官室

電話　代表（581）2361　内線458．459

直通（581）1366

川端正次、吉松貞人

資料 No.3

取扱注意

52.5.23

沖縄におけるいわゆる対米放棄請求権問題について

1、終戦から昭和47年5月の本土復帰までの27年間，米国の施政権下にあった沖縄では，米軍による土地接収や漁業の操業制限等により住民が被った被害で，未だ完全な補償を受けていないものが数多くあると言われている。地元は，米国施政権下にあった頃より，活発な補償要請活動を行ってきており，米国政府から講和前被害に対する見舞金の支払いを受ける等の成果を得てきた。しかしなお残るものについて、沖縄返還協定の締結に際して日本政府が対米請求権を放棄したことは被害者の権利を奪うものであるから，日本政府が肩代りして補償すべきであるという地元からの要請が，いわゆる対米放棄請求権問題である。

2、現在までに提出されている要請は次の通りである。

(1) 沖縄県知事を会長とし，全市町村長を構成員とする沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から、昭和46年7月，50年7月及び52年7月の3次にわたり、譲作補償，土地復元補償，漁業補償等14項目，約12万件，約1172億円

(2) 沖縄県漁業協同組合連合会等から漁業補償 約514億円

3、政府は，この問題に対する基本方針として、返還協定において放棄したのは国の外交保護権であり，個人の請求権ではないから，国に補償義務はないという見解をとりつつも，沖縄復帰対策要綱（第3次分，昭和46年9月閣議決定）において、「米国が処理すべきこととなるもの

以外のいわゆる講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずる、旨を決定しており、また同趣旨の国会答弁をくり返している。

4 この方針に基づき、沖縄復帰時点において、講和前人身傷害未補償者については、防衛施設庁より、見舞金の支給を行うと共に、その他事案については、昭和48年に内閣審議室、防衛施設庁及び沖縄開発庁で協議した結果、防衛施設庁が実態調査を行うこととなり、昭和51年3月に一応の実態調査報告書が作成された。なお、昭和51年度からは、沖縄開発庁においても、土地復元補償及び境界設定補償について分析検討を行ってきている。また、昭和52年3月に内閣審議室を中心に関係省庁協議の結果、この問題に関する当面の窓口事務は沖縄開発庁が担当することとなった。

5 昭和53年度の予算概算要求にあたって、内閣審議室を中心に沖縄開発庁、防衛施設庁が協議し、関係省庁の了解のもとに、対米放棄請求権問題のうち遺骨関係については他に先行して処理するとともに、遺骨以外の事案については、件数も膨大であり、内容も複雑多岐であるため、関係省庁間で連絡会議を設け、随時地元市町村長の意見も聴きつつ、処理の方針を検討して行くことに決定したものである。

資料 No.4

○沖縄復帰対策要綱（第三次分）

（昭和四十六年九月三日 閣議決定）

八 その他

1 対米請求に関する処理

返還協定に基づき米国政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる諸和前人身傷害米補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする。

○琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

（昭和四十七年三月二十一日 条約第二号）

昭和四十七年五月十五日 効力発生

第四条

1 日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

2 もつとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生の日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。

3 アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の当局による使用中千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十一年六月三十日後この協定の効力発生の日前にその使用を解除されたものの所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自発的支払を行なう。この支払は、千九百六十一年七月一日前に使用を解除された土地に対する損害で千九百五十年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の高等弁務官布令第六十号に基づいて行なつた支払に比し均衡を失しないように行なう。

4 日本国は、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆国国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

○沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律

（昭和四十七年五月十三日 法律第三十三号）

〔沿革〕 昭和四九年六月二七日法律第一〇一号改正

（人身損害に対する見舞金の支給）

第三条 国は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、琉球人の諸和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

取扱注意

資料 No.5

対米請求権放棄にかいる法律上の見解(案)

1. 講和前の事由にかいる対米請求権は、沖縄に関しても本土の場合と同様、平和条約第19条a項により放棄され、講和後のそれは、返還協定第4条1項により放棄されている。

2. 平和条約第19条a項及び返還協定第4条1項により放棄したのは、日本国の外交保護権であり、日本政府が、沖縄住民に代ってその住民自身の請求権を放棄したものではない。

3. 外交保護権の放棄は、国際的にも、国内的にも、合法な行為である。

4. 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生させるものではない。

5. 請求権放棄の問題を離れて、日本国憲法の規定に基づく日本政府の補償責任を考えた場合、日本政府が補償責任を負うには、日本政府の行為によって沖縄県住民の私権が侵害された事実がなければならない。しかし、日本政府は終戦以来復帰まで沖縄においていかなる施政上の権限も責任も認められていなかったのである。故に、日本政府は法律上、本土において負担したような補償責任を負わない。

沖縄開発庁

B-4 上質55kg (100枚天のり)

資料 No.6

取扱注意

53. 5. 23

対米放棄請求権問題のうち漁業関係事案の
処理状況」

1 対米放棄請求権問題のうち漁業関係事案については 復帰前から地元漁協が積極的な対米要請活動を行ってきた。復帰後は日本政府に対し、沖縄県漁業協同組合連合会を中心に約500億円、また沖縄県知事を会長とする沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から約150億円、あわせて約650億円の補償要請がなされた。

2 ところで、漁業関係事案は その性質上、防衛施設庁の調査においても、被害の総額を客観的に推定し得るという点から、対米放棄請求権問題の早期解決のために、昨年8月の内閣官房長官の招集による関係省庁会議において、関係省庁の了解を得て、他事案とは切り離し 先行して、予算措置で処理することに決定した。

3 これを受けて 防衛施設庁と地元代表者側の折衝が行われた結果、総額30億円で、漁業関係の対米放棄請求権問題は全て解決することで了解がつき、53年度予算に、初年度分として そのうち10億円を、沖縄県漁業者等特別支出金として沖縄開発庁予算に計上した。こうした経緯については すでに昨年9月及び本年1月に内閣官房長官の招集による関係省庁会議の席上 報告した通りである。

4 現在、地元側は、この資金を一括して地元漁業振興のために活用すべく、財団法人新設の構想をいだいているが、関係省の意見調整になお若干の時日を必要としているもようである。

沖縄開発庁

B-4 上質55g (100枚天のり)

○○：○○。

資料.No7

国会答弁の主なもの

1、返還協定による対米請求権の放棄は、外交保護権の放棄であって国民の個々の権利を放棄したものではない。という趣旨の答弁。

昭和46年11月27日　衆・沖特　福田外務大臣
〃　12月14日　参・〃　〃
〃　12月17日　〃　〃

条約上の措置は、憲法違反とは考えていない。という趣旨の答弁。

昭和46年11月22日　衆・返還協定特　福田外務大臣

2、しかし、外交保護権の放棄は、請求権の実態的放棄とつながってくると思われる。という趣旨の答弁。

昭和46年11月13日　衆・沖特　福田外務大臣
12月8日　参・〃　〃

3、そこで、実態調査を行い適切な措置を講ずる。という趣旨の答弁。

昭和45年9月12日　衆・沖特　愛知外務大臣
〃　46年6月30日　〃　〃
〃　11月11日　〃・返還協定特　西村(直)防衛庁長官
〃　〃　29日　〃・沖特　福田外務大臣
〃　12月14日　参・返還協定特　〃

施政権の分離がなければ受けたであろう補償、つまり本土国民と同じような補償を受けるのが当然だ。という趣旨の答弁

昭和46年12月11日　衆・沖特　佐藤内閣総理大臣

（最近の国会答弁から）

○漁業関係事案については、53年度予算に要求しており、その他事案については、53年度に協議会を設けて、この問題に取り組んでいきたい。という趣旨の答弁。

昭和52年10月13日　衆・予算　藤田沖縄開発庁長官
〃　53年3月16日　参・〃　稲村　〃

予算委員会議録第四号　昭和五十二年十月十三日

○藤田国務大臣　放棄請求権の方から申し上げますが、これは昭和四十八年からこの請求権の問題につきましては実態の調査を進めておりまして、大体概況の調査が終わった次第でございます。

いまおっしゃいましたように陸上部分と海上部分とございますが、陸上部分が十二万件ぐらいございます。おっしゃいましたような金額、一千七十億ぐらいの金額になります。ただ、海上部分の方は一つにまとまりますので、いわば話がまとまりやすかったということもございまして、これはほぼ話し合いが地元とまとまっております。そこで、五十三年度の予算につきましては、十億ほど沖縄開発庁の方から概算要求をいたしております。まず五十三年度から払っていこう、こういう考え方でございます。それから、いまの陸上部分につきましては十二万件からの問題でございますし、非常にたくさんの込み入った問題がございますので、来年は協議会をつくりましてこの問題の整理に当たろう、かように考えております。

以下略

予算委員会会議録第十二号　昭和五十三年三月十六日【参議院】

○国務大臣（稲村佐近四郎君）　お答えをいたします。

対米放棄請求権問題につきましては、現在までの調査の結果に基づきまして、被害の実態の全体が明らかになった漁業問題につきましては、特別支出金を交付する方針で、その一部十億円を来年度予算案に計上して御審議をお願いしているところであります。

漁業関係以外の事業につきましては、なお解明すべき点が多いので、五十三年度には関係各省庁による協議会を設けて、本土の先例をも参考にしながら慎重に処理方針を検討してまいるつもりであります。